

# 兵庫県パートナーシップ制度(素案)の公表

## 1 制度創設の目的

- 法的に婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできないカップルの**日常生活の困りごとや不安の解消につなげる**。
- 制度に法的効果はないが、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりを目指す。

## 2 制度の特色

より使いやすく  
安心感を

1

**制度対象** 性的マイノリティのカップル、事実婚のカップルが対象  
※希望に応じて、子どもや親等の氏名も届出受理証明書に記載可能

2

**届出手続** 原則、電子申請や郵送で手続きが可能 (利便性の向上)

3

**対象地域** 県内どこの地域にお住まいでも届出可能 (制度導入済み自治体も対象)

4

**自治体間連携の推進** 制度の相互利用や転居時の手続き簡素化等、他自治体との連携を検討

## 3 スケジュール

- **パブリックコメント** 令和6年1月11日(木)～2月2日(金)
- **制度開始(予定)** 令和6年4月1日(月)



兵庫県マスコットはばタン

## 参考：制度の概要

名称	兵庫県パートナーシップ制度（根拠：兵庫県パートナーシップ制度実施要綱）
対象	互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した関係にある二人
届出要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 成年に達していること（満18歳以上）</li> <li>② いずれか一方は県内に住所を有し、または県内への転入を予定していること</li> <li>③ 配偶者がいないこと</li> <li>④ 届出しようとする相手方以外の者との間にパートナーシップの関係がないこと</li> <li>⑤ 民法に定める婚姻できない近親者でないこと</li> </ol>
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 住所が確認できる書類（住民票の写し等）</li> <li>② 婚姻していないことが確認できる書類（戸籍抄本、独身証明書等）</li> <li>③ 本人確認書類（個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証等）</li> </ol> <p>※ 子どもや親等の記載を希望する場合は、住民票、戸籍抄本等届出者との関係が確認できる書類、本人の同意書（15才以上の場合）</p>
手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電子申請や郵送により届出可（希望により対面による届出も可）</li> <li>• 届出がされたことを証明する受理証明書を発行</li> </ul>